

＜資料編＞

資料 2-2 基調講演

「市場化テストの歩みー市場化テストにおける民間事業者の参入を促すとりくみー」

（総務省行政管理局公共サービス改革推進室

参事官 長瀬正昭）

市場化テストの歩み

ー市場化テストにおける民間事業者の参入を促すとりくみー

令和5年2月10日

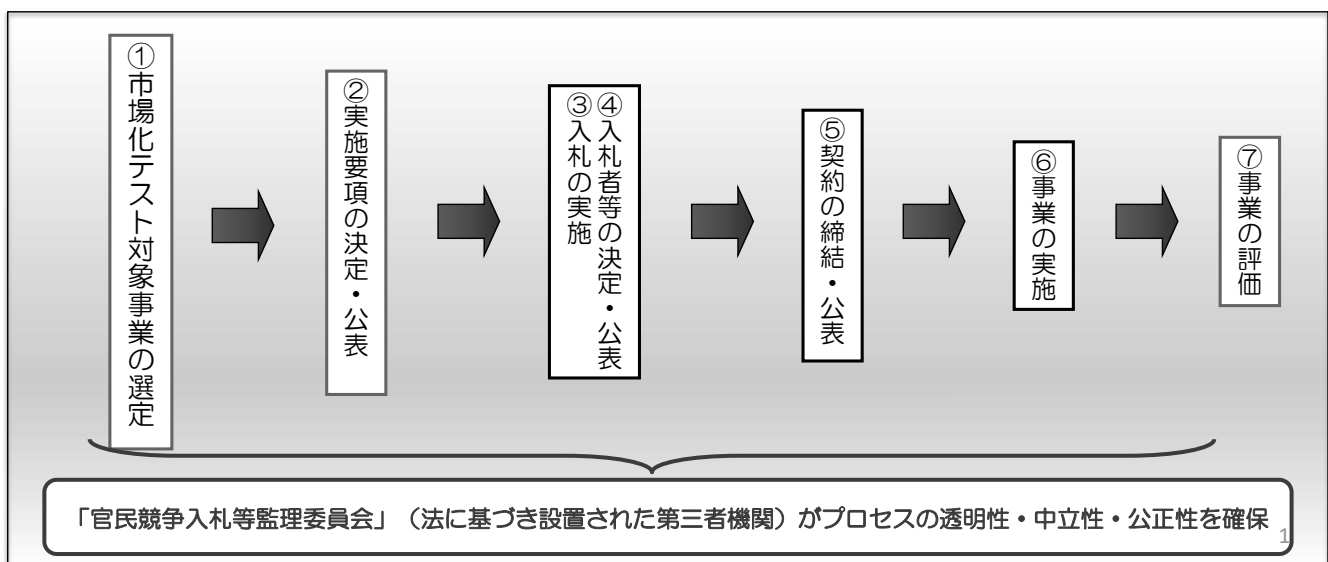
総務省行政管理局公共サービス改革推進室

0

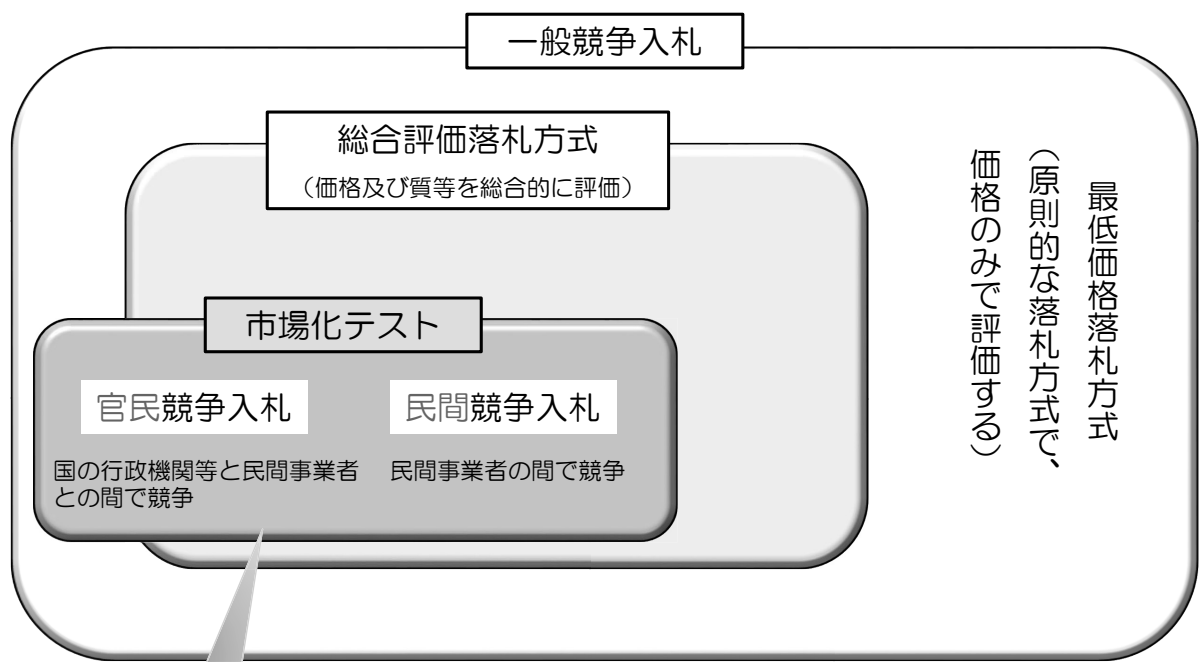
1 市場化テストとは

- 官民を問わず、創意工夫の下でその実施に当たることのできる主体に公共サービスの実施を委ねることで、効率性や質の維持・向上を目指すもの。取組に当たっては、担い手となる事業者を決定する競争機会の実現を通じて、その目的を実現していくことが重要なポイント。
- 市場化テストでは、第三者機関である官民競争入札等監理委員会が関与する形で、発注者である国の行政機関、独立行政法人等が入札実施要項(仕様書等)を作成し、これに基づいて事業実施者の入札・契約が行われる。また、事業の終了にあわせて、事業の効率性・有効性等の観点からの評価が行われる。

(参考1) 民間競争入札(市場化テスト)のプロセス



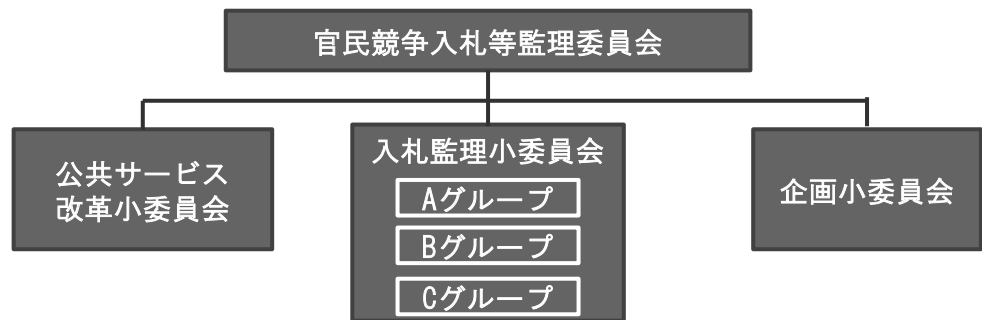
（参考2）市場化テスト（官民又は民間競争入札）と一般競争入札



「官民競争入札等監理委員会」（公共サービス改革法に基づき設置された第三者機関）が
プロセスの透明性・中立性・公正性を確保

2

（参考3）官民競争入札等監理委員会について



委員：13名、専門委員：18名（令和5年2月現在）

<設置の趣旨>

実施要項の審議、事業の評価等を通じて、公共サービスの改革の実施過程について、その透明性、中立性及び公平性を確保するために総務省に設置

<構成等>

- 委員会は、委員13人以内をもって組織
- 委員は、公共サービスに関して優れた識見を有する者のうちから、総務大臣が任命
- 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。
- 専門委員は、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命

<主な役割>

- 対象公共サービスの選定
- 所管府省とともに対象公共サービスの実施要項の修正・改善
- 対象公共サービスの評価（確保されるべき質の達成状況、経費の削減効果等の実施状況の検証）

3

2 市場化テスト導入の経緯

- 「民間にできることは民間に」という小泉内閣における構造改革の一環として、各分野の民間開放の推進、横断的手法としての新たな制度の検討などが進められ、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(公共サービス改革法)が成立(平成18年5月)。
- 統計調査関連業務については、統計の正確性・信頼性の確保、調査対象である国民や企業の秘密保護等を前提に民間開放を推進するとともに、市場化テスト導入の重点分野の一つとして取組を進めてきた。

(参考1) 規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日)の抜粋

Ⅱ 17年度重点計画事項 (横断的制度整備等)

1 市場化テストの速やかな本格的導入

(2)「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)」に基づく市場化テストの速やかな本格的導入等

③ 統計調査関連業務

統計調査関連業務については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」において、「統計調査の実地調査、集計等の事務については、民間に対し統計調査員と同程度の守秘義務を法律上又は契約上課し、統計調査について複数の民間に委託するような場合に受託者間で調査のレベルに差が出ないよう調査方法等のマニュアルの整備を図ること等により、統計の質の維持・向上を図りつつ、原則として民間開放を推進すべきである」旨が閣議決定されており、これを着実かつ速やかに実施する。

(略)

関係府省は、その他の指定統計調査について、上記の試験調査等の結果を活用しながら、市場化テスト・民間開放の実施に向けた取組を速やかに推進する。

4

(参考2) 公共サービス改革基本方針(平成19年12月24日改定)の抜粋

次の調査について、民間競争入札を実施。

- ①科学技術研究調査(総務省)
- ②社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省)
- ③就労条件総合調査(厚生労働省)
- ④牛乳乳製品統計調査(農林水産省)
- ⑤生鮮食料品価格・販売動向調査(農林水産省)
- ⑥木材流通統計調査のうち木材価格統計調査(農林水産省)
- ⑦経済産業省企業活動基本調査(経済産業省)

3 市場化テストの事業選定

- 市場化テストの対象事業は、毎年度選定が行われ、「公共サービス改革基本方針」(閣議決定)に反映される。
- 近年は、国の行政機関等が所管する公共サービスのうち、一者応札が継続している事業など、民間事業者間の競争の実現に向けて、発注者側の対応につき改善・検証が必要となるものを民間競争入札の対象として選定している。

(参考1) 公共サービス改革基本方針(令和4年7月5日改定)の抜粋

本年度の事業選定に当たっては、国の施策や事業を取り巻く環境の変化等を踏まえ、既に民間委託が行われている事業も含めて、以下の事業を選定することとする。

- ①長期間にわたり同一の民間事業者が継続して受託しているなど、競争性の改善が見受けられない公共サービス
- ②事業者の決定に当たって総合評価落札方式を導入することなどにより、民間事業者の創意と工夫がより発揮され、質の維持向上や経費の削減が見込まれる公共サービス
- ③契約の複数年化や事業の委託範囲の見直しにより、質の維持向上や経費の削減が見込まれる公共サービス
- ④入札参加資格や要件の緩和等により、新たな民間事業者の参入が見込まれる公共サービス
- ⑤行政事業レビュー等において問題等を指摘されるなど、事業者の選定において透明性、公正性又は競争性に問題のある公共サービス

6

(参考2) 市場化テストを実施した統計調査事業

府省名	実施事業名	府省名	実施事業名
内閣府	消費動向調査	農林水産省	水産物流通調査業務【実施中】
総務省	科学技術研究調査	農林水産省 経済産業省	容器包装利用・製造等実態調査
総務省	サービス産業動向調査	経済産業省	企業活動基本調査
財務省	民間給与実態統計調査	経済産業省	石油製品需給動態調査等
厚生労働省	社会福祉施設等調査	経済産業省	情報通信業基本調査
厚生労働省	就労条件総合調査【実施中】	経済産業省	海外事業活動基本調査【実施中】
厚生労働省	能力開発基本調査【実施中】	経済産業省	中小企業実態基本調査【実施中】
厚生労働省	医療経済実態調査(医療機関等調査)	経済産業省	エネルギー消費統計調査【実施中】
農林水産省	牛乳乳製品統計調査	国土交通省	建設関連業等の動態調査
農林水産省	生鮮食料品価格・販売動向調査	国土交通省	国際航空旅客動態調査【実施中】
農林水産省	木材流通統計調査のうち木材価格統計調査【実施中】	国土交通省	宿泊旅行統計調査の実査・集計・分析業務【実施中】
農林水産省	農産物価統計調査【実施中】	国土交通省	自動車輸送統計調査及び自動車燃料消費調査内容検査等【実施中】
農林水産省	内水面漁業生産統計調査【実施中】	環境省	水質汚濁物質排出量総合調査
		環境省	水質汚濁防止法等の施行状況調査
		合計	27事業【実施中 12事業】

- 令和4年7月の基本方針までに選定された対象事業は、合計420事業。
- 「統計調査関連」以外に、「施設・管理運営」、「行政情報ネットワークシステム関連」、「公物管理等」などにつき市場化テストを実施。

7

4 民間競争入札(市場化テスト)の実施要項(仕様書)等の決定・公表

- 国の行政機関等は、市場化テストに選定された事業につき、監理委員会の議を経て、入札の実施要項(仕様書)等を作成し、これに基づき民間競争入札を実施。
- 監理委員会は、意欲・ポテンシャルを持つ多くの事業者が参入を検討できるよう、競争性改善に資する取組を様々な視点から進めている。具体的には、各事業の特性や実施環境等を踏まえながら、入札スケジュールの見直し、情報開示、実績要件・常駐要件などの要件緩和、民間事業者等からのヒアリングなどの取組を、発注者である国の行政機関等が講ずべき対応として促している。

(参考1) 実施要項(仕様書)作成上の視点

1. 入札スケジュールの見直しによる公告期間の確保、引継期間の確保等
2. 従来の実施状況の情報開示、仕様の明確化等による事業者負担・コストの予見可能性の向上
3. 達成すべき成果、参入要件・業務実施方法等の見直し
 - (イ) 事業者の入札参加資格、実績要件等の見直し
 - (ロ) 業務従事者の資格要件、常駐要件等の緩和
 - (ハ) 達成すべき目標の見直し、オンラインによる業務処理の促進等
4. 事業の枠組みの見直し(契約の複数年度化、業務の専門性等に着目した分割・統合等)
5. 入札不参加事業者へのヒアリング、不参加の背景・要因分析等を通じた能動的な市場開拓

(参考2) 公共サービス改革基本方針(令和4年7月5日改定)【抜粋】

第2章 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

2 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減に向けた取組 (略)

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響や人手不足状況の深刻化等、事業を取り巻く環境は大きく変化しており、予定どおり、計画どおりの対象公共サービスの実施が困難な状況もあるものと考えられる。国の行政機関等は、各対象公共サービスの個別具体的な事情を踏まえ、民間事業者と誠実な協議を行い柔軟に対応するとともに、事業への影響を見極めながら、新技術の活用、働き方の変化への対応等の内容を適切に実施要項に盛り込むなど、円滑かつ効果的に対象公共サービスを実施することが重要である。

4-1 入札実施要項の作成

- 実施要項には、公共サービス改革法の規定とそれを具体化した実施要項指針の定めるところにより、事業内容、入札の募集・評価、従来の実施状況の情報開示等の内容を盛り込むこととされている。
- 国の行政機関等は、監理委員会より示した、「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」、主要分野(施設管理・試験・統計・OA)ごとの標準例を活用しながら、実施要項案の作成に当たることとされている。

民間競争入札実施要項に定めるべき事項

公共サービスの内容・確保されるべき質

実施期間

入札参加資格

入札参加者の募集・評価

法令の特例

従来の実施状況に関する情報開示

国有財産の使用

民間事業者が講ずべき措置

第三者への損害賠償責任

事業評価

「実施要項における競争性改善上のチェックポイント」の主な項目

- 【官民分担】発注者が事業主体として担う責務と受注者が契約に基づき履行する責務を明確に区別する。
- 【表現明確化】業務内容(作業内容)を具体的に特定する。「～等を行う」、「～が望ましい」、「必要に応じて」、「～以外を実施する」、「(記載された業務内容は)最低限の要求水準である」、「その他必要に応じて」などの曖昧な記載をしない。求める成果だけでなく、プロセスを明記する。
- 【引継ぎ】落札者決定後速やかに引継ぎが行えるよう、事業者Aから事業者Bへ引き継ぐ場合、発注者・事業者A・事業者Bの役割分担を示し、引継ぎを行うことを記載する。また引継ぎ期間を十分に設定する(少なくとも従前以上)。
- 【事業期間】事業期間の設定については、民間事業者の初期投資を回収する期間等への配慮、国の行政機関等の入札手続きコストの削減、人件費や物価等の市況を踏まえ設定する。
- 【業務実績】業務実績を評価対象とする場合には、参入障壁とならないよう、原則として加点項目において評価する。また、新規参入を促すため、同一又は類似業務の実績を過度に高く評価しない。
- 【従事者の資格】法令で義務付けられていない資格を求める場合、可能な限り、技術評価の必須項目ではなく、必要な範囲で加点項目とする。

4-2 参入促進のための取組(その1) 情報開示の充実

- 従前の実施状況に関する情報開示は、ポテンシャルのある事業者に、事業に費やす人員・コスト・業務負担の見極め、自社の技術・ノウハウ発揮の余地などを判断していただく上での重要な対応。

(例①) 従来の実施に要した人員(統計調査業務に関する民間競争入札実施要項 標準例より抜粋)

1. 従来の実施に要した人員について、年度ごとに業務従事者数
2. 業務従事者に求められる知識・経験等
3. 業務の繁閑の状況とその対応
4. 実施体制

※ < >内は派遣労働者の業務を除いた数値、()内は平成##年度の数値

業務の種類	実施体制	受託事業者分		再委託分
		受託事業者分	再委託分	
1 調査対象企業名簿の整備業務	25.5 人日	25.5 人日 (10.0 人日)	0.0 人日	
2 電話番号調査業務	2.5 人日	1.0 人日 (1.0 人日)	1.0 人日	
3 調査関係用品の印刷・発送業務	35.5 人日	15.0 人日 (20.0 人日)	10.0 人日	
4 問合せへの対応業務	45.5 人日	10.0 人日 (30.0 人日)	40.0 人日	
5 調査票の受付・管理業務	55.5 人日	55.5 人日 (80.0 人日)	0.0 人日	
6 回収・督促業務	75.5 人日	10.0 人日 (25.0 人日)	60.0 人日	
7 疑義照会システム開発業務	100.0 人日	25.0 人日 (10.0 人日)	80.0 人日	
8 回収調査票の入力業務	90.0 人日	5.0 人日 (5.0 人日)	80.0 人日	
9 審査・疑義照会業務	120.0 人日	45.0 人日 (45.0 人日)	75.0 人日	
10 サーバ運用管理業務	60.0 人日	0.0 人日 (0.0 人日)	60.0 人日	
11 調査票集荷業務	10.0 人日	0.0 人日 (0.0 人日)	10.0 人日	
12 その他(事業報告書、納品業務等)	10.0 人日	10.0 人日 (5.0 人日)	0.0 人日	
合 計	630.0 人日	202.0 人日 (326.0 人日)	416.0 人日	

10

(例②) 督促等の状況(統計調査業務に関する民間競争入札実施要項 標準例より抜粋)

<平成##年度>

①事前の挨拶状等の発送及び電話による協力依頼の実施 平成30年##月##日(##件)

規模	平成##年度の調査票の提出等	実施内容	件数
売上高##以上	提出	礼状兼挨拶状	##
	未提出	協力依頼の電話	##
売上高##~##	提出	礼状兼挨拶状	##
	未提出	協力依頼の電話	##
売上高##~##	提出	礼状兼挨拶状	##
	未提出	協力依頼の電話	##
合 計			##

②第1回督促はがき 平成##年##月##日(##件)

③第1回督促電話 平成##年##月##日~##月##日(##件)

④訪問による督促 平成##年##月##日~##月##日(##件)

⑤第2回督促電話 平成##年##月##日~##月##日(##件)

⑥第2回督促はがき 平成##年##月##日(##件)

⑦##省による督促

11

(例③) 有効回答率の推移（統計調査業務に関する民間競争入札実施要項 標準例より抜粋）

○有効回答率の推移等は以下の通り

<平成##年度>

有効回答率

75%

70%

65%

60%

50%

...

...

第1回督促ハガキ
#月#日

第2回督促ハガキ
#月#日

#月#日～#月#日
##省による##以上の規模の
企業への再督促

#月#日～#月#日
##省による調査協力拒否企業への再督促

#月#日～#月#日 第2回督促電話

#月#日～#月#日 第1回督促電話

#月#日～#月#日 訪問による回収

#月#日

#月#日

#月#日

最終

調査実施期間

業務委託期間

12

(例④) 照会対応、審査・疑義照会（統計調査業務に関する民間競争入札実施要項 標準例より抜粋）

照会対応

年 月 日～ 年 月 日

再委託先業者内に「問い合わせ窓口」を設置し、##省が貸与した「照会対応事例集」及び受託事業者が作成した問い合わせ対応マニュアルに基づき照会対応を実施した。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計
合計件数	##	##	##	##	##	##	##	##	##	##	##	##	##
調査内容	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	##
操作方法	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	##
その他	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	##

審査・疑義照会

年 月 日～ 年 月 日

目視での審査では、確認漏れの発生の可能性が高いことや非効率となることを懸念し、回収した調査票を電子画像化してプログラムにより審査を行うことができるシステムを開発・活用した。

審査対象：##件(延べ###箇所)

うち、未記入又は誤記入が判明した分 ##件(延べ###箇所)

うち、疑義照会を行い確認できた分 ##件(延べ###箇所)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間計
審査対象件数	##	##	##	##	##	##	##	##	##	##	##	##	##
未記入又は誤記入の件数	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	##
未記入又は誤記入の述べ件数	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	##
確認できた件数	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	##
確認できた述べ件数	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	##

13

4-2 参入促進のための取組(その2) 事業者の意見・創意工夫の反映

○ RFIの活用、入札不参加事業者等からのヒアリングなどを通じた事業者との対話は、事業者の参入を阻害している要因への気づきを促すとともに、新技術の活用等を含めた改善方策の検討・具体化を進めていく上での重要な対応。

(例①) 業務実績要件の緩和

◇ 同一事業者が継続受注してきた事業について事業者選定の評価基準を見直し、業務実績にかかる配点のウェイトを下げ、今後の業務実施方針にかかる配点のウェイトを高めた。

(例②) 業務の実施方法・頻度の見直し

◇ 外国人対応を含む業務について、全ての従業員に英語を用いて業務が遂行できることを入札不参加の理由とする事業者の意見も踏まえ、自動翻訳機等の活用を含め、全ての従業員に英語を用いて業務を遂行できなくても良いよう要件を緩和した。

◇ 近隣の同種施設の業務状況を事業者から聴取・把握した上で、施設清掃の実施頻度を見直した。

(例③) 業務従事者の資格要件等の見直し

◇ 施設警備の業務責任者について、法令の規定上必須とされていない資格者の配置要件を撤廃した。

◇ 情報システムの運用管理業務について、業務統括者が有することが求められる資格の範囲を拡大した。

◇ 大型車両の運行が必要となる業務について、入札参加時点での要件とされていた大型自動車運転免許保有の要件を緩和し、業務実施までに資格保有者を配置することで足りるものとした。

◇ 工事の設計等業務について、業務に従事する技術者に求められる同種・類似業務の経験年数要件を緩和した。

14

(例④) 常駐要件等の見直し

◇ 情報システムの運用管理業務の業務従事者の常駐要件を緩和し、リモートでの対応を含めて業務が実施可能であることを仕様上明確化した。

◇ コロナ禍での事業環境の変化を受けて、全国各地域での事業者説明会・相談対応をオンラインで実施可能とすることとした。

(例⑤) 引継期間の確保

◇ 同一事業者による一者応札・受注が継続していた情報システムの運用管理業務について、入札不落となったことを機に新規参入が得られない要因を事業者からの聴取を通じて明らかにし、引継期間を1か月⇒3か月に拡大することとした。

(例⑥) 潜在力ある事業者の掘りおこし

◇ 特定関係法人による一者応札が継続している調査事業について、事業者団体に直接出向いた形での広報活動を実施して事業内容の説明・質疑応答などに当たることにより、事業への関心と新規参入を促した。

15

5 市場化テストの事業評価

- 市場化テスト対象事業の契約期間終了とあわせて事業評価を実施。公共サービスの^(イ)質の維持・向上、^(ロ)効率性(経費削減)、^(ハ)競争性の確保(一者応札の解消等)が確認できた事業などについては、市場化テストは終了。
- 新規参入に資する仕様の見直しなど、発注者として対応すべき課題が残る事業は市場化テストを継続することとし、次期事業の入札実施要項作成に当たって更なる対応(前記4参照)を促している。

良好な実施結果が得られた事業

- ①民間事業者が業務改善指示等を受けたことや、業務に係る法令違反行為等がなかったか。
- ②実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組み(評価委員会等)を備えているか(又は設置が予定されているか)。
- ③入札に当たって競争性が確保されていたか。
- ④対象公共サービスの確保されるべき質に係る目標を達成しているか。
- ⑤経費削減の点で効果を上げているか。



- ⑥次期事業の実施要項について、従来の実施要項の内容を承継する見込みであるか。

①及び②の基準を満たしていることを確認した後、その他の観点についても検討を加えた上で、監理委員会が総合的に判断

監理委員会で評価案を審議

継続の必要性がない事業

様々な入札改善策が十分に講じられているものの、市場化テストの実施だけでは実施状況の更なる改善が見込めない事業

市場化テストの終了

改めて市場化テストを実施すべき状況にあると認められる場合には、再度法の対象とする。

※ 監理委員会が定める「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づき運用。

16

6 民間事業者等からの意見募集

- 市場化テストのプロセスの中では、公共サービスの担い手となり得る民間事業者からの意見の聴取・反映が重要な位置付け。
- 具体的には、毎年度行う基本方針見直しに当たっての^(イ)公共サービスの業務内容等に関する情報公表の要請、^(ロ)市場化テストの対象とすべき事業等の意見募集、各事業の^(ハ)入札実施要項案作成に当たっての意見募集などを行っている。

(参考) 公共サービス改革基本方針見直しに当たっての意見募集

<提案内容>

- ① 国の行政機関が自ら実施している事業であるものの、民間に委ねることができると考えられる公共サービスの実施体制・実施方法等
- ② 既に民間委託されているものの、市場化テストにより競争性の改善が見込まれると考えられる公共サービスの実施体制・実施方法等
- ③ その他、「公共サービス改革基本方針の見直しに関する意見募集」への意見提出のために、事前の情報公表が必要なもの

<提案主体>

意見の提出は、民間事業者、地方公共団体、NPO、個人等、誰でも可能。

<提出方法>

インターネット、電子メール、郵送又は持参により提出。

17

ご静聴ありがとうございました。

ご意見、ご質問等ございましたら、以下にご連絡ください。

総務省 行政管理局 公共サービス改革推進室

住所：〒100－0014

東京都千代田区永田町1－11－39 永田町合同庁舎1階

メールアドレス:kousa_kihonhoushin@ml.soumu.go.jp

18